

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	新宿区情報公開条例の一部改正について
--------	--------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

◇第2条第1項第2号（情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項）

（担当部課：区長室区政情報課広報係）

1 改正の内容

公文書公開請求権者の範囲を「区民等」から「何人」へと拡大する（別紙新旧対照表のとおり）。

2 改正の理由

区の保有する情報の一層の公開を図り、区がその諸活動に関する説明責任をより高めることにより、区政の透明性を向上するため

3 改正の背景（経緯）

- ① 平成13年4月1日、「何人も～行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。」と規定する「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」が施行された。

当該法律の動向を受け、10区では、請求権者を「何人」へと拡大する条例改正が行われ、既に拡大していた港、中野、葛飾の3区と合わせて、13区が、「何人」へと拡大することとなった。

本区においても、新宿区公文書公開・個人情報保護審議会において、「請求権者の要件」が議論された。その結果、平成12年11月の当審議会での答申では、「情報公開制度の成熟過程にある現時点では、「何人説」等には未だ消極的にならざるを得ない。」との結論が示された。その一方、「『知る権利』の保障という意味からは、請求権者を限定することに合理性は認められない。」とする少数意見も付された。

- ② 平成22年4月、足立区において、請求権者を「何人」へと拡大する条例改正が行われ、14区が、「何人」も公文書公開請求権者になるに至った。

本区においても、さらに請求権者の拡大について検討が進められ、本年7月、「23区情報公開条例における公文書公開請求権者に係る調査」を実施した。その状況を踏まえ、区政の透明性を向上するため、この度、条例改正を行うこととした

4 施行日

平成25年7月1日

5 適用

施行日前に行われた公文書公開に係る請求及び任意申出については、従前のとおりとする。

新宿区情報公開条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、区民の公文書の公開を請求する権利について明らかにするとともに、公文書の公開等に関し必要な事項を定め、区民の知る権利の保障と区の保有する情報の一層の公開を図り、もって区がその諸活動に関し区民に説明する責務を全うすることにより、区民の区政への参加の促進に寄与し、区民の理解と信頼の上に立った公正で民主的な区政の実現に資することを目的とする。</p> <p>第 2 条～第 4 条 (省略)</p> <p>(公文書の公開を請求できるもの)</p> <p>第 5 条 <u>何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の公開を請求することができる。</u></p> <p>(公文書の公開の請求方法)</p> <p>第 6 条 前条の規定による公開の請求(以下「公開請求」という。)は、実施機関に対して、次の事項を記載した書面(以下「公開請求書」という。)を提出してしなければならない。</p> <p>(1) 公開請求をするものの氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、区民の公文書の公開を請求する権利について明らかにするとともに、公文書の公開等に関し必要な事項を定め、区民の知る権利の保障と区の保有する情報の一層の公開を図り、もって区がその諸活動に関し区民に説明する責務を全うすることにより、区民の区政への参加の促進に寄与し、区民の理解と信頼の上に立った公正で民主的な区政の実現に資することを目的とする。</p> <p>第 2 条～第 4 条 (省略)</p> <p>(公文書の公開を請求できるもの)</p> <p>第 5 条 <u>次に掲げるものは、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の公開を請求することができる。ただし、第 5 号に掲げるものにあつては、そのものの有する利害関係に係る公文書に限り公開を請求することができる。</u></p> <p>(1) <u>区の区域内に住所を有する者</u></p> <p>(2) <u>区の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体</u></p> <p>(3) <u>区の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者</u></p> <p>(4) <u>区の区域内に存する学校に在学する者</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に直接的な利害関係を有すると認められるもの</u></p> <p>(公文書の公開の請求方法)</p> <p>第 6 条 前条の規定による公開の請求(以下「公開請求」という。)は、実施機関に対して、次の事項を記載した書面(以下「公開請求書」という。)を提出してしなければならない。</p> <p>(1) 公開請求をするものの氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名</p> <p>(2) <u>次に掲げるものの区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項</u></p> <p><u>ア 前条第 2 号に掲げるもの そのものが区の区域内に有する事務所又は事業所の名称及び所在地</u></p> <p><u>イ 前条第 3 号に掲げる者 その者が勤務する区の区域内に存する事務所又は事業所の名称及び所在地</u></p> <p><u>ウ 前条第 4 号に掲げる者 その者が在学する</u></p>

<p>(2) 公文書の名称その他の公開請求に係る公文書(以下「請求公文書」という。)を特定するに足りる事項</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項</p> <p>2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの(以下「公開請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。</p> <p>第7条～第14条 (省略)</p> <p>第15条 削除</p> <p>(情報提供施策の推進)</p> <p>第16条 区は、第14条までに定めるもののほか、一般の閲覧及び視聴に供するため、区政に関する資料を集約した施設の整備とその拡充に努める等、情報の提供施策の一層の推進を図るものとする。</p> <p>2 実施機関は、同一の公文書につき複数回公開請求等を受けてその都度公開をした場合で、当該公文書の内容、性質等を勘案して適当と認めるときは、当該公文書に記録された情報について積極的に提供を行っていく等情報提供施策の充実に努めるものとする。</p> <p>第17条～第23条 (省略)</p>	<p>区の区域内に存する学校の名称及び所在地</p> <p>工 前条第5号に掲げるもの 実施機関が行う事務事業に直接的な利害関係を有するとする理由</p> <p>(3) 公文書の名称その他の公開請求に係る公文書(以下「請求公文書」という。)を特定するに足りる事項</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項</p> <p>2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの(以下「公開請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。</p> <p>第7条～第14条 (省略)</p> <p>(公文書の任意的な公開)</p> <p>第15条 実施機関は、第5条の規定により公文書の公開を請求することができるもの以外のものから公文書の公開の申出があった場合においては、これに応ずるよう努めるものとする。</p> <p>2 第4条及び第13条の規定は、前項の規定による公文書の公開について準用する。</p> <p>(情報提供施策の推進)</p> <p>第16条 区は、前条までに定めるもののほか、一般の閲覧及び視聴に供するため、区政に関する資料を集約した施設の整備とその拡充に努める等、情報の提供施策の一層の推進を図るものとする。</p> <p>2 実施機関は、同一の公文書につき複数回公開請求等を受けてその都度公開をした場合で、当該公文書の内容・性質等を勘案して適当と認めるときは、当該公文書に記録された情報について積極的に提供を行っていく等情報提供施策の充実に努めるものとする。</p> <p>第17条～第23条 (省略)</p>
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前になされたこの条例による改正前の新宿区情報公開条例(以下「改正前の条例」という。)第5条の規定による公開の請求について施行日以後にこの条例による改正後の新宿区情報公開条例第6条第2項本文の規定により補正を求めた場合における当該公開の請求については、改正前の条例第5条及び第6条第1項第2号の規定は、なおその効力を有する。
- 3 施行日前になされた改正前の条例第15条第1項の規定による申出については、なお従前の例による。